



広報 あ さ ご

朝来

Public Relations *Asago*

平成19年

8月

August 2007 No.29

人と緑 心ふれあう 交流のまち 朝来市



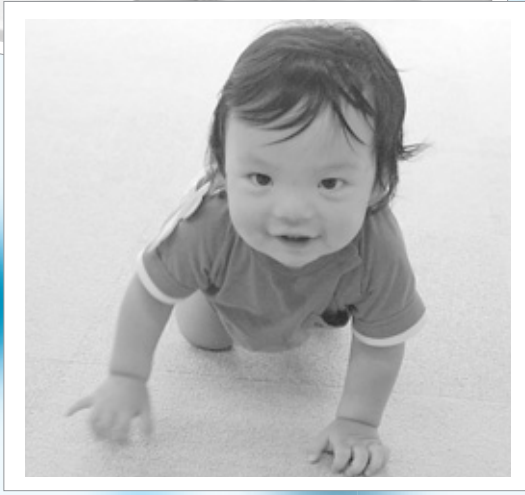
今月の主な内容

- 元気に育て朝来っ子・・・2～5
- 学園だより⑩梁瀬中学校・・・6
- 市政フラッシュ・・・7
- まちのわだい・・・8～9
- 情報掲示板・・・10・17～21
- 加入されましたか?フェニックス共済・・・11～16

ハスの葉が杯代わり! ぞうびはい象鼻杯でお酒を

よふど温泉極楽湯では7月15と16日の両日、はすまつりが開かれ、ハス染め体験やハス茶の無料サービスなど多彩な催しでにぎわいました。中でも、訪れた人を楽しませていたのが、飲むときの様子が象が鼻を上げている姿に似ているところから名付けられたという「象鼻杯」。丸めたハスの葉に注いだお酒を中空になっている茎を通して飲むという珍しい体験に会場は大いに盛り上がりました。

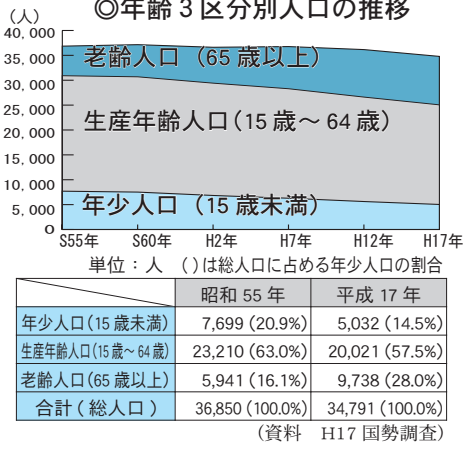




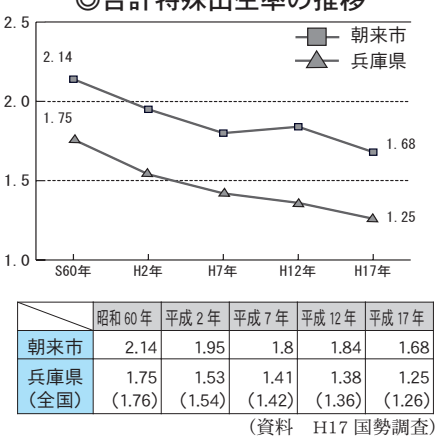
朝来っ子

あなたの子育て

◎年齢3区分別人口の推移



◎合計特殊出生率の推移



市(平成12年までの数値は旧4町の合計)の総人口に占める年少人口(満15歳未満人口)の割合を見ると、昭和55年は約21割でしたが、平成17年には約15割となっており、減少が続いています。

子どもたちが互いにふれあう環境が奪われることよって健やかな成長に悪影響が出るのが心配され、さらには地域社会の活力低下

左のグラフは、1人の女性が一生の間に産む子どもの数を示す合計特殊出生率の推移。市の数値は、県国いずれの数値も上回っていますが、今の人口を保つのに必要といわれる合計特殊出生率2.08には及びません。出生数や合計特殊出生率の低下の要因として、晩婚化の進行、未婚率の上昇などが挙げられています。その背景には、子育て

少子化は活力低下を招く

みんなが心配、少子化社会

少子化と核家族化が進んだ昨今では、親が子育てに対する不安や悩みを周囲に十分に相談できず、抱え込んでしまうこともしばしばあります。

今月の広報は、「子どもの笑顔があふれ、心ふれあう安心子育てのまち・朝来」の実現に向けた市の取り組みと市民の皆さんの活動を紹介します。

朝来市の子どもの数は？

下を招くこととなります。



元気に育て 応援します、

てと仕事の両立に対する負担感、若者の経済力の低下などがあると考えられています。安心して子ども

あなたの子育て応援します

こんな子育て支援をしています

市は、「子どもを育てたい」「育ててよかった」と実感してもらえる環境の整備を目指し、様々な事業に取り組んでいます。(問は問い合わせ先)

経済的支援

・保育料基本額の軽減 (問 幼児対策室)
住民税非課税等の要件に該当する保護者を中心に保育料を軽減します。

・就園奨励費補助制度 (問 幼児対策室)
住民税非課税等の要件に該当する保護者の幼稚園授業料を免除します。

・すくすく子育て支援事業 (問 幼児対策室)
16歳未満の子どもを3人以上養育し、その1人以上が保育所、幼稚園に入園している世帯の保育料・授業料を補助します。

・学童クラブ利用料の減免 (問 幼児対策室)
住民税非課税等の要件に該当する保護者を中心に学童クラブ利用料を減免します。

・幼児センター預かり保育料の減免 (問 幼児対策室)
住民税非課税等の要件に該当する保護者を中心に幼児センター預かり保育料を減免します。

・乳幼児等医療費助成 (問 市民課)

もを産み育てることができるよう、社会全体での環境づくりが求められています。

小学校3年生の年度末までの乳幼児等の医療費を助成します。

・就学援助制度 (問 教育総務課)

経済的理由で就学が困難と認められる児童生徒の保護者に学用品費、給食費等を援助します。

・母子福祉援護手当支給 (問 社会福祉課)

母子及び父子家庭で修学児(保育所から高校まで)を養育されている母・父等に援護手当を支給します。そのほか、次のような事業があります。

・乳幼児健診や予防接種 (問 健康課)

・児童手当 (問 市民課)

・児童扶養手当 (問 社会福祉課)

・特別児童扶養手当 (問 社会福祉課)



3歳児健診(和田山保健センター)

子育て家庭支援

・子育て学習センター

遊びの場、子育て情報の交換の場として開設。詳しくは次ページに掲載している各センターへ。

一時保育

保護者の就労などによる一時的な保育を行っています。対象は6か月以上の乳幼児です。

障害児放課後生活支援事業

保護者の就労等による障害児の一時的な見守り支援を「放課後くらぶ」で行っています。

各種パンフレットの配布

安心して妊娠・出産を迎えるためのパンフレットや父親の積極的な子育てを勧める「父子健康手



一式で健康課では配布しています

仕事と育児の両立支援

延長保育 問 幼児対策室 保育所の保育時間を延長しています。

児童クラブ

留守家庭の幼稚園児・小学校児童を対象に遊びを主とする活動を行っています。

幼児センター預かり保育 問 幼児対策室 生野地域で、幼稚園児を対象に預かり保育を実施しています。

問い合わせ先

市教育委員会幼児対策室	☎ 677-2113
市教育委員会教育総務課	☎ 677-2114
市役所健康課	☎ 672-5269
市役所社会福祉課	☎ 672-6123
市役所市民課	☎ 672-6120

ひとりじゃ大変、みんなで一緒に

子育て学習センター

子育て学習センターは、就学前子育て支援の身近な拠点として、旧町単位に設置されています。

子育てに関する講演会・親子体操・救急法などの学習会、四季折々の季節の行事、お母さんたちが自主的に計画を立てて活動するグループ活動、子育てに関する情報の提供や育児相談など、それぞれの地域に合った親子活動を活発に行っています。子育てを支える家庭や地域社会の環境の崩壊が顕著

問い合わせ先

生野子育て学習センター	☎ 679-4010
和田山子育て学習センター	☎ 672-0188
山東子育て学習センター	☎ 676-4633
朝来子育て学習センター	☎ 677-1165



子育て学習センターに参加し、子育ての相談や情報交換などをするお母さんたち

大勢のみんなと仲間になって 楽しく子育てしませんか

小さい子どもを育てていくのは大変。でも子育てサークルに参加して、子育てを卒業した人、真っ最中の人、みんなで手をつないで子育てしている人も市内にはいっぱい。ここでは、市内にある子育てサークルを紹介します。

◎よさこいサークル「銀舞」

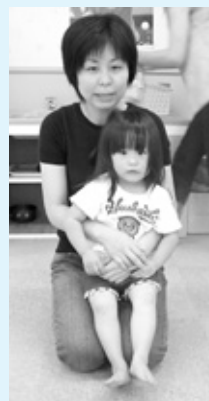
代表者 松本真樹さん(生野3区) 夏まつり等で「よさこい」ソララを踊ったりしています。練習の合間には子育ての相談や情報交換をしながら楽しんで活動しています。

◎手づくり絵本の会

代表者 笠垣光子さん(駅前区) 年1回の作品展示を目標に手づくりの絵本を作成しています。お互いに作成のアドバイスや子育て

わたしたちも子育て学習センターに参加しています！

和山子育て学習センターで 木立志津子さんと侑里ちゃん(枚田岡区)



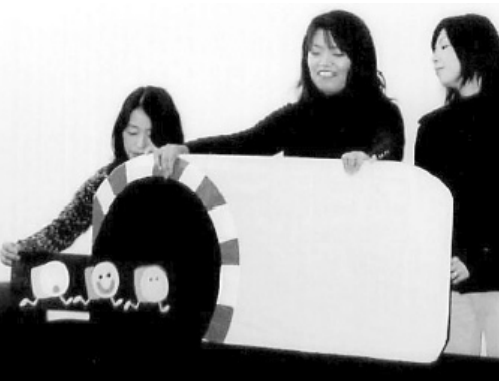
友だちに誘われたのがきっかけ。子育ての悩みも聞いてもらえるし、子ども同士が仲良くなるだけじゃなく、お母さんの友達もできるし、これからも続けて参加したいです。

朝来子育て学習センターで



山田美さんと瑞希ちゃん(山本区)

参加のきっかけは健診でチラシをもらったこと。今1歳なんですけど、6か月くらいの頃から来ています。2歳くらいの子も来てるので、大きい子の影響で歩くのが早かったですよ。私も子育て学習センターに来て、お母さんの友達がいっぱいできました。いろいろと情報交換できて助かっています。



手づくりの道具で人形劇を行う「ブラックファンタジー」のメンバー

の話などをしながら絵本作りを楽しんでいきます。

- ・活動場所 和田山公民館
- ・問い合わせ先 和田山子育て学習センター

☎ 672-0188

◎トールペイントの会

講師 森田恵子さん(養父市)

トールペイントをしながら子育ての相談や情報交換したりしています。作品は、「手づくり絵本の会」の作品と一緒に、和田山図書館などに展示したりしています。

- ・活動場所 和田山公民館
- ・問い合わせ先 和田山子育て学習センター

☎ 672-0188

◎ブラック・ファンタジーの会「おもちゃ箱」

代表者 巻野めぐみさん(和田山新町区) ブラックファンタジーとは部屋を暗くして、蛍光塗料などを使った道具で行う人形劇のこと。保育所などを回って公演しています。道具の作成や上映のための準備も大変ですが、楽しみにしてくれる人もいますし、いろいろな人と出

会うことができ、楽しいです。

- ・活動場所 和田山公民館
- ・問い合わせ先 和田山子育て学習センター

☎ 672-0188

◎ジョイクラブ

代表者 小田垣明美さん(末歳区)

子どもが小中学生に成長しているお母さんも一緒になって子育てに関する事や社会問題など様々な内容を話し合います。

- ・活動場所 山東公民館
- ・問い合わせ先 山東子育て学習センター

☎ 676-4633

◎ひなたぼっこたい

代表者 谷田亜佐子さん(桑市区)

お母さん同士集まって話をしたり、簡単なお楽しみ会を開いたり、親子で気軽に参加できるいろいろなイベントを行ったりしています。

- ・活動場所 みんなの交流広場(朝来庁舎隣)
- ・問い合わせ先 朝来子育て学習センター

☎ 677-1165

◎人形劇グループ「アップルパンダ」

代表者 松下陽子さん(新井3区) 参加しているお母さんの年齢はいろいろですが、みんな協力してシナリオと人形を作り、小学校、保育園、幼稚園、子育て学習センターを回って公演しています。

- ・活動場所 みんなの交流広場(朝来庁舎隣)
- ・問い合わせ先 朝来子育て学習センター

☎ 677-1165

ひとりでも悩まないで相談を

不安なこと、心配なこと、ひとり

で悩まずに相談してください。

あさひっ子悩み相談

相談内容 小・中学生、保護者等からの教育や家庭に関する悩み

- 相談場所 市教育委員会(朝来庁舎内)
- 相談日 月曜日～金曜日
- 受付時間 8時30～17時15分
- 問い合わせ先 市教育委員会学校教育課

☎ 677-2115

子育て相談

相談内容 子育てに関する相談

相談場所・問い合わせ先

- ① 生野子育て学習センター ☎ 679-4010
- ② 和田山子育て学習センター ☎ 672-0188
- ③ 山東子育て学習センター ☎ 676-4633
- ④ 朝来子育て学習センター ☎ 677-1165
- 相談日 ①・④月曜日～金曜日／②・③火曜日～土曜日
- 受付時間 9時～16時

家庭児童相談

相談内容 0歳～18歳までの子ども

もの家庭での養育相談

相談場所 市福祉事務所

相談日 月曜日～金曜日

受付時間 8時30～17時

問い合わせ先 市役所社会福祉課

☎ 672-6123

母子家庭相談

相談内容 母子家庭及び寡婦のいろいろな相談

相談場所 市福祉事務所

相談日 月曜日～木曜日

受付時間 8時30～17時

問い合わせ先 市役所社会福祉課

☎ 672-6123

ボランティアで子育て支援



絵本の読み聞かせボランティア 岩本美和子さん(法興寺区)

子どもへの読み聞かせの時間が少ないと聞き、子どもたちに本を読んでやりたいなどの思いから、6年程前から始めました。初めはなかなかじっとしていられなかった小さい子が興味を示すようになったり、お母さんも興味を持って親子で楽しんでもらえるようになったにうれしいですね。最近では、核家族の家庭が多く、家で親と子だけの時間が長くなっています。だから、子育て学習センターのような子育てを助けられる施設がいっぱいできればいいなと思います。子育ては、まずお母さんがリラックスするのが大切。一人で子育てを大変だと思わずに、情報交換して、少しでもゆつたりと楽しみながら子育てをしてほしいですね。



和田山子育て学習センターで絵本を読み聞かせ中の岩本さん(左)

学園だより

17

～梁瀬中学校～

掃除、作業がんばります

「改造工事が始まり、掃除をがんばろうという気持ちが強くなりました。入学以来、1年4か月お世話になった校舎なのだから、きちんと掃除をしてお礼をしたい」

「私たちの校舎が、きれいになるのだから、私も少しでも手伝うことがあれば、しっかりとやりたい」



姿をかえてしまった生徒玄関

大規模改造工事真っ最中

今、梁瀬中学校は、耐震工事にと

もなう校舎の大規模改造の工事が進行中です。昭和54年竣工、20数年の歴史を刻んだ校舎が、大きく姿を変えようとしています。



改造工事の全景

6月初旬、

いよいよ工事が始まりました。まずは、1階の校長室、職員室、保健室、事務室などを移転させ、そして、2・3階の美術室、理科室、図書室、音楽室など特別教室の片付けにかかるといった具合に、工事に伴う作業が連日続きました。1学期末には、普通教室と食堂の全ての机、椅子、テーブルを運び出しました。

作業する職員も大変でしたが、生徒たちが、大きな力を発揮してくれました。放課後、毎日のように続く作業を全生徒が、分担して、せっせとこなしていききました。やはり、中学生の力は大了なものだと改めて知らされました。

2学期、新たなスタート

9月、新しくなった校舎、新しくなった教室に迎えられて、2学期へスタートできる！なんと幸せなこと

でしょうか。工事に携われた全ての人々に感謝して、その幸せを生徒、保護者、職員ともども噛み締めたいと思います。そして、私たち梁瀬中学校の学校教育目標である『ふるさとを愛し心豊かで、たくましく生きる 生徒の育成』を目指して教育活動に邁進したいと思います。9月が今から楽しみです。



3分前着席をして、授業準備をする生徒たち

Yネットワーク活動

中学生の健全育成を目指してオンラインワンスクール事業の一環として発足した地域ぐるみの組織です。

会員の熱意と行動力によって数々の取組がなされ、梁瀬中学校は他に誇れる学校となってきました。この活動をより地についたものとするた

- ① ネットワークスタッフ：定期的に校区内パトロールし「たまり場」をチエックする
- ② ネットワークモニター：校外生活の情報収集と報告を行う
- ③ ネットワークサポーター：生活環境の改良のために有害自販機の監視と撤去・校内美化や通学路点検等を行う
- ④ ネットワークアドバイザー：本会の活動に指導助言を行う

この4月からあいさつ運動・交通立ち番・クリーン作戦等、地域・学校・家庭がより連携を深め共鳴し合う活動を通し、生徒の健全育成を目指して活動していきます。

今年始まったばかりの新しい組織での活動が、より効果あるものとなるように子どもにかかわる全ての関係者で頑張っていきたいと考えています。



PTA会員による交通立ち番

次号は竹田小学校・幼稚園です

水の事故に備えて水難救助訓練を実施

市消防本部は、水の事故が多発するレジャーシーズンの前に、7月3日と4日の両日、山東町金浦の金浦調整池で、水難救助訓練を実施しました。

訓練に臨んだのは、2級小型船舶操縦士の資格を持つ救助隊員ら14人で、救助用モーターボートの操船訓練などを実施。技術の向上と相互の連携を確認しました。同本部は、「子どもを守るのは親の役目。水辺は危険が多いので事故がないよう十分注意を」と話していました。



救助用モーターボートに水難者を引き上げる隊員

あさごふれあいプール「くじら」農林水産大臣賞を受賞

あさごふれあいプール「くじら」が、平成19年度の優良木造施設表彰で、全国31施設の中から最高賞の農林水産大臣賞を受賞しました。

同プールが、県内産のスギやヒノキなどをふんだんに使っている点や、周囲の山並みと調和する美しいカーブを描いた外観が評価されたもの。また、温水は夜間電力と地中熱を利用して作り、二酸化炭素の排出量を削減。環境に配慮した技術も取り入れられています。



木のぬくもりがある室内

人権講演会を開催

市は7月5日、多世代交流センターで人権講演会を開催しました。講師の北川進さんは「身の回りを考える・もうちょっとがんばるか」と題して、子どもたちやハンセン病元患者との関わりの中で自分自身の心のかつとを通し、自分の心を見つめ直すことの大切さを自作の歌などを交えながら話しました。

参加者もギターに合わせて、一緒に歌をうたうなど会場がひとつとなつてそれぞれの心に響く講演会となりました。



ギターを弾きながら歌を交えて講演する講師の北川さん

朝来大橋（農道庄境井詰線）が開通

平成10年度から整備を進めていた農道庄境井詰線が完成し、7月21日、朝来大橋（新井）で開通式を行いました。

農道庄境井詰線は、事業費約8億円、総延長は1千3百50メートル、橋長は61メートルです。式では、関係者がテープカットとくす玉開きを行った後、3世代家族の椿野孝男さん（新井2区）、羽瀨賢一さん（新井3区）の2家族や地元の方々が通る初めを行い、地域の重要な生活基盤となる橋の完成を祝いました。



渡り初めを行う羽瀨さん家族

まちのわだい

まちのイベントや地域話題をお届けします

短冊に願いを込めて

7月5日、大蔵保育所で「七夕の集い」が開催され、29人の園児と地域の老人会のお年寄りが交流しました。

初めに園児たちが「たなばたさま」の歌で歓迎。そのあと、願いごとを書いた短冊を、「お星様に届きますように」と祈りながら、ささに取りつけました。

お年寄りに手伝ってもらいながら、ささ飾りが教室に備え付けられると、園児たちは大喜び。お札に色紙で飾り付けたお菓子をプレゼント。みんなでささ飾

りをバックに記念撮影したり、とうせんぼごっこを楽しんだりして交流を深めました。



お年寄りと一緒に短冊やささ飾りを取り付ける園児

榎本孝明さんの水彩画展



榎木さん(右)からスケッチの手ほどきを受ける参加者(同展は9月2日まで)

あさご芸術の森美術館は、俳優で画家としても知られる榎本孝明さんの「水彩画紀行展」を14日から開催しています。

14日にはサイン会とスケッチ大会が行われ、大勢のファンでにぎわいました。

榎木さんは、俳優活動の傍ら水彩画を描き続け、旅先やロケには必ずスケッチブックを持参するそうで、約百点の展示には、海外や出身地の鹿児島、鹿島の景色とともに、出石城跡など但馬の景色を描いた作品もありました。

榎木さんは「朝来でスケッチしたものを作品の一つに加えた」と話していました。

古式ゆかしい太鼓踊り

7月15日、和田山町寺内の山王神社に伝わる寺内ざんざか踊りが行われました。

この踊りは、五穀豊穡、農家と子孫の繁栄を祈って今から4百年ほど前に始まったとされる伝統行事。無形民俗文化財として県の指定を受けており、現在では地元の保存会により継承されています。

当日は、台風4号の影響であいにくの雨天となり、踊りの奉納は糸井小学校体育館で行われました。

伝統の踊りを一目見ようと多くの人が訪れる中、今年も地元の小学生在が参加。大人に混ざり、「ザンザカザットウ」というかけ声に合わせて腰の太鼓を打ち鳴らし、立派に踊りを奉納しました。



五穀豊穡、子孫繁栄を願い舞を奉納

声



ざんざか踊りに参加
佐藤有理生くん
(寺内区)

練習は、保存会の人に教えてもらって1週間前から始めました。

踊りを覚えるのは大変だったけどおもしろかったです。今年も雨で体育館の中だったけど、来年は神社の境内でやってみたいです。



保存会会長
山田幸治さん
(寺内区)

保存会は昭和45年に発足しましたが、寺内ざんざか踊り自体は、4百年前から一度も欠かさず奉納・伝承されている長い歴史を持つ踊りで、そのことは、大変誇りに思っていますし、自慢のことができます。だと思います。

今後引き続き、この由緒ある踊りを続けて行き、後世に継承していきたいです。



木村会長（右）から書籍の一部を受け取る児童代表

本を読んで、
考えよう
地球環境を



大粒のブルーベリーの摘み取りを楽しみました

初夏の味覚に舌鼓

生野ロータリークラブ（木村嘉宏会長）は、生野、朝来地域の小中学校6校に環境に関する図書を購入費用計2百万円を寄附しました。

これは、同クラブ発足50周年を記念した「環境奉仕」事業の一環として行ったもので、6月29日には、生野小学校で贈呈式を行いました。式では、木村会長が「地球環境のことを本を読んで勉強してください」とあいさつ。児童会長の三木大樹君は「環境についての学習に活用させていただきます。大切にいたします。」とお礼の言葉を述べました。

照福保育園の園児70人が6月27日、山東町森の平田ブルーベリー園でブルーベリーの摘み取りを体験しました。

この催しは、同園を運営する平田尚志さんが3年前から毎年照福保育園の園児を招待しているもので、園児たちは摘み取りの仕方などを聞いた後、大人の背丈ほどの高さのブルーベリーの木めがけてまっしぐら。大きく熟した実を探し回り、見つけたその場で口にほおぼっていました。園児たちは「甘酸っぱくておいしい」と口々に歓声を上げながら、一足早い初夏の味覚を楽しみました。



幅しげみ先生のピアノ伴奏と多胡肇先生の体操指導により、子どもからお年寄りまでそろって、元気にラジオ体操を行いました。

「夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会」が7月21日、県立和田山高校グラウンドで行われました。

この体操会は、日本郵政公社等が、昭和28年から毎年実施しているもので、今年で55回目。開催地域は毎年、郵便局を通して要望のあった自治体の中から選考され、朝来市で開催されるのは初めてのことです。

当日は、市民約3千人が参加。NHKラジオで実況中継される中、朝6時30分からおなじみのラジオ体操の曲に合わせて、元気な掛け声と体操で汗を流し、全国に朝来の元気を発信しました。

「夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会」がやってきました！



体操会に参加
衣川莞爾さん
（柳原区）

ラジオ体操は夏休みの地区の子どもたちが行っているところに顔を出しているのが毎年おこなっています。

朝、体を動かすということが一日の活動につながります。今日は久しぶりに早朝にラジオ体操をしてとてもさわやかで気持ちが良いです。

「今日も一日がんばって仕事ができるぞ」とやる気がわいてきます。



体操会に参加
足立咲幸さん
（羽瀨区）

たくさんの人と一緒にラジオ体操ができて楽しかったです。

先生に教えてもらった体操のポイントに注意しながら、夏休みのラジオ体操もがんばりたいです。

声

情報掲示板

お知らせ

和山温水プール「エスポワ」の夏期一般利用時間

8月31日(金)までの一般利用時間は次のとおりです。

曜日	利用時間
日曜日	10:00～18:00
月曜日	休館日
火～土曜日	10:00～21:00
※8月14日(火)、15日(水)、23日(木)	10:00～18:00

※小学校3年生以下は、保護者又は指導者(高校生以上)の同伴入水が必要です。

※必ず水泳帽を着用してください。(貸出はありません)

※浮き輪・遊具等の持込はできません。

▽問い合わせ先 和山温

水プール「エスポワ」

☎672-5750

住民結核検診を実施します

市では、次のとおり住民結核検診を実施します。

▽対象者 市内に住所を有し、平成20年3月末現在で65歳以上の人

※今年度、肺がん検診や病院等で胸部レントゲン検査を受けた人は、この検診を受ける必要はありません。

▽料金 無料
▽日程

9月4日・5日・6日	朝来地区巡回
9月7日・10日・11日	山東地区巡回
9月12日・13日	生野地区巡回
9月14日・18日・19日・20日・21日・25日・26日	和山山地区巡回

※各地区の詳しい巡回日程については、回覧等でお知らせします。

▽受診について

・2月に申込みしている人

には、8月下旬に受診票を送付します。

・申込みしていない人で、受診を希望される場合は、直接検診会場にお越しください。

▽問い合わせ先

市役所健康課(和山保健センター)

☎672-5269

健康課生野分室(生野保健センター)

☎679-4890

健康課山東分室(山東庁舎内)

☎676-2080(代)

健康課朝来分室(朝来庁舎内)

☎677-1165(代)

結核とは：

結核は過去のものと思っ
ている人が多い現在でも、
全国で約3万人が発症して
いる病気。早く発見して治
療することで治る病気です
ので早期発見のためにも、
検診を受けましょう。

水稲損害評価が近づいてきました

育苗・田植から始まった
作業もあと一か月余りで水
稲の収穫が始まります。

今年の作柄はいかがで
しょうか。農家の皆さんが
丹精を込めて育てた水稲の
風水害等の気象上の災害、
イモチ・ウンカ・カメムシ
等の病虫害や鳥獣害による
減収を補うのが水稲共済で

国保のひろば

第15回

《平成19年度国民健康保険税率について》

○平成19年度国民健康保険税の税率が次のとおり決定しました。8月中旬に国民健康保険税(本算定)納税通知書を送付しますので、内容を確認してください。

	計算方法	医療分	介護分
①所得割	前年中の所得に応じて計算	6.4%	1.5%
②資産割	固定資産税額に応じて計算	25.1%	8.0%
③均等割	加入者数に応じて計算	24,100円	8,700円
④平等割	一世帯当たりの金額	23,300円	6,000円
賦課限度額	上記①～④の合計年間上限額	560,000円	90,000円

■問い合わせ 市役所税務課 ☎672-6119

す。

▽対象事故 次の災害で、3割を超える減収となった場合。

風水害(暴風雨・強風等による風害、冠水・浸水・流失等による災害)、干害(干ばつによる災害)、冷害(低温及びこれに付

献血にご協力ください

日時：8月24日(金)
10時～11時
12時30分～15時
場所：竹田地区市民会館

※安全性の高い血液の確保のため、400ミリℓ献血にご協力ください。

加入されましたか？

フェニックス共済

自然災害への備えに プラスワン！

兵庫県住宅再建共済制度



阪神・淡路大震災で学んだ教訓「助け合いの大切さ」を生かした兵庫県のフェニックス共済。次なる自然災害への自らの備えとなるだけでなく、被災した方の住宅再建を支援することになります。ぜひご加入ください。

兵庫県知事 井戸 敏三



※すでに加入されている方は、自動継続となります。改めて申し込む必要はありません。

POINT

① 小さな負担で大きな安心

- ・年5,000円の負担で、半壊以上の被害を受けた住宅の再建等に最高600万円の支援
- ・火災保険の付帯も不要。住宅の規模・老朽度に関係なく、定額の負担で、定額の給付
- ・翌年度以降の継続分の負担金を3年以上一括してお支払いの場合には、1,000円～5,000円を割引

POINT

② 地震保険等との併用可能

- ・地震保険や他の保険・共済制度との併用可能
- ・給付金についても、他の地震保険・共済等とは別にお支払します

POINT

④ すべての自然災害に対応

- ・地震だけでなく、津波、風水害、地すべり・落石、雪崩、落雷など、すべての自然災害による、半壊以上の被害に対応
- ・地震などの自然災害で発生した火災も対象

POINT

⑥ 県内にマンション、戸建住宅等を所有する方が対象

- ・兵庫県内に住宅（戸建、マンション、賃貸住宅、社宅等）を所有されている方なら、どなたでも加入できます。

給付金の種類	給付対象	給付金額
再建等給付金	全壊・大規模半壊・半壊で再建・購入	600万円
	全壊で補修	200万円
補修給付金	大規模半壊で補修	100万円
	半壊で補修	50万円
居住確保給付金	全壊・大規模半壊・半壊で再建・購入・補修をせず賃貸住宅に入居した場合等	10万円

- 1 兵庫県以外で再建・購入した場合は、1/2の額となります。
- 2 賃貸住宅等については、所有者が加入できますが、別途制約があります。

POINT

③ 兵庫県が実施する信頼の制度

- ・兵庫県が、条例に基づき実施する全国初の制度（(財)兵庫県住宅再建共済基金に運営を委託）

POINT

⑤ 加入手続きが簡単・便利

- ・加入申込書を郵便局に提出または郵送するだけ
- ・お支払いは、市役所・銀行・郵便局の口座振替、または、クレジットカード支払いのいずれかを選択
- ・インターネットでもお申し込みいただけます。
- ・加入申込書設置場所：県・市町、郵便局、JA など



＜お問い合わせ先＞ 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁内）

〔加入相談〕 (財)兵庫県住宅再建共済基金 ☎078-362-9400（専用電話 平日9:00～17:00）

〔制度全般〕 兵庫県復興支援課 ☎078-362-4339（直通） 但馬県民局企画調整部防災課 ☎0796-26-3618（直通）

ホームページ <http://web.pref.hyogo.jp/wd34/phoenixkyosai.html>

＜申込書の提出先＞ 送信用封筒のページを切り取って封筒を作成し郵送していただくか、市役所に提出してください。

市役所社会福祉課 ☎672-6123 生野支所市民課 ☎679-5801 ※郵便局でも申し込みできます。

山東支所市民課 ☎676-2080 朝来支所市民課 ☎677-2110

兵庫県住宅再建共済制度 約 款

この約款は、兵庫県が実施する兵庫県住宅再建共済制度（以下「共済制度」といいます。）について、兵庫県住宅再建共済制度条例（平成17年兵庫県条例第41号）第3条第3項の規定に基づき、共済制度に加入する者と、兵庫県から共済制度の運営を委託された財団法人兵庫県住宅再建共済基金（以下「共済基金」といいます。）との間で締結される共済契約について定めるものです。

第1章 共済制度への加入

加入資格

第1条 共済制度に加入することができる者は、兵庫県の区域内に住宅を所有している者（個人又は法人を問いません。）です。ただし、国、地方公共団体及び次に掲げる法人は、加入することができます。

- 地方住宅供給公社（昭和40年法律第124号）の規定により設立された地方住宅供給公社
- 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- 前3号に掲げるもののほか、共済基金が別に定める公共的団体

加入の手続き

第2条 新たな共済制度への加入（以下「新規加入」といいます。）の申込みは、加入申請書（自動口座振替依頼書・自動払込利用申込書（以下「加入申込書」といいます。））に必要事項を記載し、加入申込書を共済基金に提出して行うものとします。この場合、加入申込書が共済基金に到達した日を加入日とします。ただし、事故その他特別の事情により、到達した日を特定することができない場合は、消印日の翌日を加日とします。

- 共済契約は、共済期間が満了する日の1か月前までに、加入者から書面により継続して加入しない旨の申出がない限り、引き続き共済期間について加入（以下「継続加入」といいます。）の申込みがあったものとして、自動的に更新するものとします。
- 共済制度に3月に新規加入する場合には、新規加入と引き続き共済期間についての継続加入について、併せて申込みがあったものとします。
- 共済負担金は、加入者が指定した金融機関等（以下「指定金融機関」といいます。）を通じて、自動口座振替（郵便局にあっては、自動払込（以下「払込」））により払い込むものとします。
- 共済負担金の自動口座振替日は、次に掲げる日とします。ただし、これらの日が指定金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日が自動口座振替日となります。
 - 新規加入 加入日の属する月の翌月の27日
 - 継続加入 継続加入に係る共済期間の直前の3月27日。ただし、第3項の規定による継続加入については、加入の申込みをした日の翌月の27日
- 自動口座振替日に自動口座振替による払込みがなされなかったときは、自動口座振替日の翌月の27日（この日が指定金融機関の休業日に該当するときは、翌営業日）に再度、自動口座振替により払い込むものとします。
- 共済基金が別に定める場合については、第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、共済基金が別に定める方法により加入の申込みを行い、及び共済負担金を払い込むことができるものとします。

共済負担金

- 第3条 共済負担金は、住宅1戸につき、次に掲げる金額とします。
- 新規加入 月額500円（加入日の属する月からその年度の3月までの月数を乗じて得た額（その額が5,000円を超えたときは、5,000円とします。）
 - 継続加入 年額5,000円。ただし、共済制度に加入の申込みをする者の申出により、あらかじめ、次の表の左欄に掲げる連続する共済期間（1年に満たない共済期間を除く。）数分を一括して払い込むことができます。この場合において払い込む共済負担金の額は、同欄に掲げる共済期間に対応した共済負担金の額から、それぞれ同表の右欄に掲げる割引額を減じて得た額とします。
- | 共済期間数 | 割引額 |
|-------|--------|
| 3 | 1,000円 |
| 5 | 2,000円 |
| 10 | 5,000円 |

共済期間

- 第4条 共済期間は、次のとおりとします。
- 新規加入 加入日からその年度の3月31日まで
 - 継続加入 4月1日から翌年の3月31日まで

加入単位及び加入の対象となる住宅

第5条 共済制度は、1戸の住宅について1の加入ができるものとし、1戸の住宅について重複して加入することはできません。

- 共済制度の加入の対象となる住宅は、加入者が兵庫県の区域内に所有する人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分です。
- 前項の住宅は、一つの世帯が独立して生活を営むことができる構造を有している必要があり、一つの世帯が独立して生活を営むことができるか否か、おおむね次に掲げる設備をすべて有しているか否かにより判断することとします。
 - 一つ以上の居室
 - 専用（住宅、寮、寄宿舎、賃貸用共同住宅その他共同居住する住宅にあっては、共用を含みます。次号及び第4号において同じ。）の炊事用流し（台所）
 - 専用のトイレ
 - 専用の出入口

第2章 共済給付金

共済給付金の給付

第6条 加入に係る住宅（以下「対象住宅」といいます。）が、暴風、豪雨、霰雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象を原因として、倒壊、損壊、流失、埋没又は焼失の被害を受け、その被害について、全壊、大規模半壊又は半壊の認定を受

けた場合において、次の表の左欄のいずれかに該当することとなったときは、請求に基づき、それぞれ、同表の右欄に掲げる額の共済給付金を給付します。

(1) 対象住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受け、対象住宅に代わるものとして、新たな住宅の建築又は購入した場合（建築又は購入する住宅が兵庫県の区域以外に所在する場合）	600万円 (300万円)
(2) 対象住宅が全壊の被害を受け、これを補修した場合	200万円
(3) 対象住宅が大規模半壊の被害を受け、これを補修した場合	100万円
(4) 対象住宅が半壊の被害を受け、これを補修した場合	50万円
(5) 対象住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受け、対象住宅に居住していた加入者が、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行わず、新たな住宅又は対象住宅に居住することとなった場合	10万円

- 共済給付金の給付を受けた後であっても、次条第1項の期間内に前項の表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、その区分に応じて同表の右欄に定める額から既に給付を受けた額を控除した額の共済給付金を給付するものとします。
- 加入者が自らの居住の用に供しない住宅（以下「賃貸住宅等」といいます。）である対象住宅が第1項に規定する自然現象により生ずる災害（以下「自然災害」といいます。）により被害を受けた場合における前項の表のいずれかに規定する対象住宅に代わる住宅は、兵庫県の区域内において建築し、又は購入する賃貸住宅等とします。
- 第1項の全壊、大規模半壊又は半壊とは、政府の定める災害被害認定基準（平成13年6月28日付府政務第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）により、当該自然災害に関して市においてなされる認定に基づくものとし、それぞれ次の表の右欄に掲げる被害の程度をいいます。

区 分	被害の程度
全 壊	住宅がその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住宅の全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもので、又は住宅の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住宅の損壊、焼失若しくは焼失した部分の床面積がその住宅の延床面積の70%以上認められる程度のもので、又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が50%以上に達した程度のもの
大規模半壊	半壊であって、構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をもい。）の補修を含む大規模な補修を行わなければならない住宅に居住することが困難であると認められるもので、具体的には、損壊部分がその住宅の延床面積の50%以上70%未満のもので、又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が40%以上50%未満のもの
半 壊	住宅がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住宅の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住宅の延床面積の20%以上50%未満のもので、又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が20%以上40%未満のもの

共済給付金の請求期間等

- 第7条 共済給付金の請求は、自然災害が発生した日から5年以内に行わなければならないとします。ただし、やむを得ない事情によりこの期間内に請求を行うことができない場合には、その理由を記載した書面による申出を行うことにより、この期間の経過後の請求が認められる場合があります。
- 共済給付金は、原則として、前条第1項の表の左欄のいずれかに該当することとなったときから、請求することとします。
 - 対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修に関する工事をすることを証する書類がある場合には、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行う前に請求を、共済給付金の一部の給付を受けることができます。
 - 前項の場合に給付を受けたこととできるのは、共済給付金の2分の1の額を限度とし、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修がなされた場合には、その給付額を返還していただきます。

共済給付金の請求手続

- 第8条 共済給付金の請求は、共済基金に、次に掲げる書類を提出して行うものとします。
- 共済給付金請求書
 - 対象住宅の所有権を証する書類（対象住宅の登記事項証明書等）
 - 対象住宅について市町が発行した災害証明書等の写し
 - 第6条第1項の表の1から4までのいずれかに該当する場合には、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修をしたことを証する書類（登記事項証明書、検査済証、領収書等の写し）
 - 前条第3項による請求を行う場合には、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修に関する工事をすることを証する書類の写し
 - その他共済基金が必要と認める書類

第3章 共済契約の解除等

共済契約の解除

- 第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、共済基金は、加入者に催告することなく、共済契約を解除するものとします。
- 第2条第6項の自動口座振替による共済負担金の払込みがなされなかったとき、加入者が、故意又は重大な過失により、虚偽の内容による加入の申込み、共済給付金の請求又は第12条若しくは第15条の規定による届出をしたとき。
 - 前項各号のいずれかに該当したため共済契約を解除した場合は、共済給付金は給付せず、既に共済給付金を給付していたときは、その給付金の全額を返還していただきます。
 - 共済契約を解除した場合は、既に払い込まれた共済負担金は、返還しません。
 - 共済契約の解除は、加入者に対する通知により行います。

共済契約の消滅

第10条 共済契約は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅するものとします。

- 自然災害以外の原因により対象住宅が滅失し、又は第5条に規定する加入の対象となる住宅でなくなったとき。
- 共済制度に加入した者が対象住宅の所有者でなくなったとき。
- 第12条の規定により、加入者の地位が承継される場合は、共済契約は、消滅しないものとします。
- 加入者が、第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに、共済基金に届け出なければならぬものとします。
- 共済契約が消滅した場合は、既に払い込まれた共済負担金は、返還しません。

共済契約の無効

- 第11条 共済契約は、次の各号のいずれかに該当するときは、無効となります。
- 第1条に規定する共済制度に加入することができる者以外の者が、加入の申込みをし、共済負担金を払い込んだとき。
 - 第5条に規定する加入の対象となる住宅以外の住宅について、加入の申込みをし、共済負担金を払い込んだとき。
 - 前項の場合において、加入の申込みをした者に故意又は重大な過失がないときは、払い込まれた共済負担金を返還するものとします。ただし、返還する共済負担金の額は、2共済期間分を限度とします。

加入者の地位の承継

- 第12条 加入者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により対象住宅の所有権を承継した法人は、加入者の地位を承継するものとします。この場合には、加入者の地位を承継した者は、その旨を共済基金に届け出なければならぬものとします。
- 対象住宅が譲渡された場合は、対象住宅の譲受人が、その対象住宅の譲渡人の同意を得たことを証する書面を、共済基金に届け出ることにより、加入者の地位を承継することができます。

共済契約の解約

- 第13条 加入者は、共済制度からの脱退の日を記載した書面を共済基金に提出することにより、共済契約を解約することができます。
- 前項の場合において、共済契約は、書面に記載された脱退の日の翌日から、その効力を失うものとします。
 - 共済契約を解約した場合は、既に払い込まれた共済負担金は返還しません。

第4章 その他

譲渡又は担保の禁止

第14条 加入者は、共済給付金の給付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供することとできません。

共済基金への届出が必要となる場合

- 第15条 加入者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに、共済基金にその旨を書面により届け出なければならぬものとします。この届出により、共済基金に、共済給付金の給付を受けられないことがあります。
- 自然災害により対象住宅が滅失したとき。
 - 加入者の氏名又は住所に変更があったとき。
 - 自動口座振替に係る口座を変更したとき。
 - その他加入申込書の記載事項に変更があったとき。

通知の方法

第16条 共済基金は、共済契約に関する重要な事項については、加入申込書に記載されている住所へ通知します。加入者が、共済基金に対して氏名又は住所の変更の届出をなしたから通知し、共済基金からの通知を受領することができなかったとしても、共済基金が真実を信ずるとはしないものとします。この場合には、共済基金が通知を発送した日をもって効力が発生したものとします。

不服の申立て

- 第17条 共済給付金の給付に係る共済基金の決定に不服がある者は、共済基金の決定があったことを知った日から60日以内に、書面で、共済基金に対して不服の申立てをすることができます。
- 共済基金は、不服の申立てがあったときは、不服の申立てを受けた日から60日以内に不服の申立てに対する決定をし、決定の内容を不服申立人へ通知します。なお、決定をする場合においては、共済基金は、不服審査委員会における審査を経るものとします。

この約款の解釈の基準

第18条 この約款は、住宅の所有者が助け合いの精神に基づき提出する負担金により自然災害による被害を受けた住宅の再建等を支援する相互扶助の仕組みである共済制度の趣旨に従い、解釈し、運用されなければならないものとします。

附 則

（施行期日）

この約款は、平成18年4月1日から施行します。ただし、第3条第2号に但し書きを加える改正規定は、同年10月1日から施行します。

この約款は、加入証書と一緒に大切に保管してください。

ご契約者の皆様へ

個人情報の取扱いに関する事項
【利用目的】
加入者から収集した個人情報については、共済契約引受の判断、給付金の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの研究・開発・充実を行うために利用させていただきます。

個人情報取扱に関する詳細情報は、（財）兵庫県住宅再建共済基金のホームページまたは広報物をご覧ください。

（財）兵庫県住宅再建共済基金のホームページ
<http://web.pref.hyogo.jp/wd34/boein/xixyosai.html>

上記の約款をご理解のうえ、次の注意事項をよく読んで、ご記入ください。

- 加入者は、住宅所有者ご本人のお名前をご記入ください。（法人の場合は法人名）加入者印の押印もお忘れなく。
- 現住所は、登記などの地番ではなく、住居表示の住所をご記入ください。（郵便番号もお忘れなく）※現住所と住宅の所在地が同一の場合は、所在地の記入は不要です。所在地欄は現住所以外の賃貸住宅などを所有している場合に記入ください。
- 住宅の用途は、自ら居住している場合は「1」に、他に貸している賃貸住宅の場合は「2」に、所有する賃貸住宅の1室に自らも居住している場合は「3」に○をつけ、それぞれ加入する戸数をご記入ください。
- 住宅の形態で、例えば、2戸1住宅などの棟続きの建物は長屋建てに分類されますので、「2」の集合住宅に○をつけてください。
- 共有名義人は、例えば、夫婦で共有している場合は、「1」に○をつけてください。

- 共済負担金の支払方法をお選びください
 - 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書については、
 - 金融機関名・支店名のご記入にあたっては、合併・統廃合等による名称変更にご注意ください。
 - 金融機関などへの届出印の押印をお願いします。（鮮明に押印してください）
 - 法人の場合の口座名義人は代表者名等（フリガナ含む）の漏れのないようにご記入ください。
 - 預金種別も必ずどちらかに○印をしてください。
 - 金融機関番号・店番号の記入は不要です。
- ※ご記入は、黒のボールペンなどをお願いします。鉛筆・サインペンは不可です。
※加入申込み後も約款は大切に保管してください。

共 済 給 付 金 を お 支 払 い す る と き

対象住宅が、市役所・町役場の交付するり災証明書で半壊以上の被害認定を受け、その住宅に代えて別の住宅を再建・購入した場合やその対象住宅を補修した場合などに共済給付金が支払われます。（共済給付金の詳しい内容については表紙の表を参照してください）

共 済 給 付 金 の 請 求 方 法

共済給付金請求書に必要事項を記入し、所定の書類を添付のうえ、被害を受けた住宅のある市役所・町役場の窓口を通じて共済基金に請求してください。
●請求期間は自然災害が発生した日から原則 5年以内です。

★ フェニックス共済 Q&A

これ以外で不明な点がございましたら、お気軽に（財）兵庫県住宅再建共済基金にお問い合わせ下さい（☎078-362-9400）。ホームページにも詳細なQ&Aを掲載しています（<http://web.pref.hyogo.jp/wd34/phoenixkyosai.html>）

共済負担金額（掛け金）は？

☆加入初年度は月額500円に3月までの月数を乗じた額（上限5,000円）

（初年度負担金の例）

4月加入…5,000円 8月加入…500円×8ヶ月=4,000円

☆2年目以降は年額5000円です。

☆翌年度以降の共済負担金を3年以上まとめてお支払いの場合は、1,000～5,000円の割引があります（複数年一括支払割引）。

再建しないと給付金が出ないの？

☆自然災害で半壊以上の被害があった場合に、

住宅を再建または購入すれば、600万円

住宅を補修すれば、被害の程度に応じて50～200万円、

再建・購入・補修をしない場合にも、10万円が給付されます。

被害認定はどのように行うの？

☆被災住宅の所在する市(区)町が、全国の統一基準をもとに被害認定を行います。全壊、大規模半壊、半壊の被害の程度は下表のとおりです。

	損壊部分の床面積の割合	経済的被害の割合
全壊	住宅全体の70%以上	住宅全体の50%以上
大規模半壊	// 50～70%	// 40～50%
半壊	// 20～50%	// 20～40%

マンションの加入のメリットは？

☆共用部分の補修を負担（修繕積立金での支払い含む）した場合には、補修給付金を給付します。

☆被災マンションを出て、他の住宅を購入した場合にも再建等給付金を給付します。

賃貸住宅も加入できるの？

☆賃貸住宅は、オーナーの方が加入できます。

☆所有されている住宅の戸数を上限として、何戸分加入するかを選べます。

店舗併用住宅や、寺社に住居が併設されている場合は？

☆建物のうち、居住の用に供する部分について加入できます。

2世帯住宅や同一敷地内に複数の住宅がある場合はどうなるの？

☆各世帯（住宅）が、構造上分離された別の住宅である場合には、それぞれ1戸の住宅として加入できます（負担金もそれぞれ必要になります）。

1口しか加入できないの？

☆1住宅に対し、1口しか加入できません。

住宅を共有している場合はどうなるの？

☆1住宅に1口しか加入できませんので、共有名義人のうち1名が代表としてご加入下さい（申込書の「共有名義人の有無」欄で、「有」に○）。

相続した住宅の名義を書き換えていない場合や未登記の住宅はどうするの？

☆相続した住宅の名義を書き換えていない場合も、実質的な住宅の所有者であれば制度に加入できます。

☆共済給付金の請求時には、登記事項証明書に加え、加入者が相続人であることを証する資料を添付して下さい。

☆未登記の住宅についても、実質的な所有者であれば加入できます。共済給付金の請求時には、登記事項説明書に替えて、家屋固定資産税課税台帳や、補充課税台帳など、その所有者を確認できる書類の提出が必要になります。

加入日はいつ？

☆市役所に提出の場合は、原則として提出日が加入日となります。

☆郵送の場合、申込書が共済基金に到達した日です。

☆郵便局の窓口で申込みの場合は、申込日が加入日です。

☆インターネット申込みの場合、お申し込みの翌日が加入日となります。

（共済契約は加入日以降の自然災害が対象です）

共済負担金の支払日はいつ？

☆口座振替の場合は、申込書が共済基金に到着した日の翌月27日、クレジットカード支払の場合は、カード会社からの請求書記載の日に口座から引き落とされます。

☆毎年度支払を選ばれた場合の翌年度分のお支払いは、口座振替の場合は次の3月27日（3月加入の場合は4月27日）、クレジットカード支払の場合は4月以降にカード会社から請求があり、口座から引き落とされます。

金融機関等口座振替用加入申込書

200708-1-008-30708

「兵庫県住宅再建共済制度」加入申込書

(財)兵庫県住宅再建共済基金 御中 私は、兵庫県住宅再建共済制度約款を了承し、下記のとおり、「兵庫県住宅再建共済制度」に加入を申し込みます。

加入者	1 個人	フリガナ 姓	名	電話番号	-	-	加入者印 必ず押印してください。 印
	2 法人	フリガナ 会社名	代表者名	役職			
加入所	〒	フリガナ	都道府県	市郡	区	町村	
加入対象の住宅	所在地	現住所と同じ場合は、記入しないでください。 〒					
	住宅の用途 (加入する戸数)	1. 自己居住用 (計 戸)	2. 賃貸用 (計 戸)	3. 自己居住用+賃貸用 (計 戸)			
	住宅の形態	1. 一戸建住宅	2. 集合住宅 (マンション等)				
	共有名義人の有無	1. 有	2. 無				

共済負担金の支払方法 (いずれかに○をしてください) 記入がない場合、1. 毎年度支払とさせていただきます。	次年度以降の継続分		
	1. 毎年度支払	2. 複数年一括支払 (初年度分+継続分を一括で支払い)	
	a. 3年分 (1,000円割引)	b. 5年分 (2,000円割引)	c. 10年分 (5,000円割引)

(注1) 毎年度支払を選ばれますと、初年度負担金を加入日の翌月にお支払いいただいた後、継続される場合には、毎年3月に次年度分の負担金5,000円をお支払いいただきます。

例) 11月に新規加入し、継続分は毎年度支払を選ばれた場合
12月に初年度負担金 500円×5ヶ月=2,500円
翌年3月に継続1年分 5,000円

(注2) 複数年一括支払を選ばれますと、初年度負担金と選ばれた継続負担分を一括して加入日の翌月にお支払いいただきます。

例) 11月に新規加入し、2. b.の5年一括支払を選ばれた場合
12月に次の合計金額をいただきます。
初年度負担金 500円×5ヶ月 = 2,500円
継続5年分 5,000円×5年-2,000円(割引) = 23,000円
合計 25,500円

*訂正の場合は、二重線を引いて、訂正印(金融機関届出印)を押印してください。

下記指定金融機関 御中 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収・加) 兵庫県住宅再建共済

私(口座名義人)は、上記共済契約に基づく共済負担金を、下記の口座から預金口座振替又は自動払込により支払うことを承諾します。

口座名義人	フリガナ	金融機関届出印 または 郵便局届出印 (鮮明に押印してください)	印
-------	------	---	---

銀行等	銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫 農協・その他()			本店・支店 出張所	預金種別	口座番号			
	金融機関番号			店番号	1 普通(総合) 2 当座				

郵便局	種目コード	契約種別コード	通帳記号		通帳番号(右詰めで記入)				受付局日附印
	1 6 6 3 0		1	0					
	払込先 口座番号	00930-1-297166	払込先加入者名	財団法人兵庫県住宅再建共済基金	払込日	27日(土・日曜日、祝日の場合は翌営業日)			

私(預金名義人)は下記の収納代行企業から請求された金額を上記預金口座振替によって支払うことにしたいので、次の預金口座振替規定を確約のうえ依頼します(郵便局からの自動払込を除く)。

- 貴金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく請求書記載金額を指定された日(当日が休日の場合は翌営業日)に預金口座から引落としのうえお支払いください。預金の引落としにあたっては、当座勘定または預金規定にかかわらず、小切手の振り出しまたは預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしません。また、引落後の代金領収書は請求いたしません。
- 預金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく請求書を返却されても差し支えありません。
- この契約は、長期間にわたり下記団体から請求がない等相当の事由があるときは、特に申し出をしない限り、貴金融機関は契約が終了したものとして取り扱って差し支えありません。
- この預金口座振替について仮に紛議が生じても、貴金融機関の責めによるものを除き貴金融機関にはご迷惑をおかけしません。
- 共済契約にかかわる紛議については、私と下記団体の間で解決します。

金融機関使用欄		
本依頼書に不備のある場合は、下記番号に○印をつけ返送ください。		
(不備返却理由)		
1. 預金取引なし	2. 記載事項等相違	
3. 印鑑相違		
4. その他()		
検印	照合	受付

振替日	毎月27日
収納依頼企業名	財団法人兵庫県住宅再建共済基金
収納代行企業名	SMBCファイナンスサービス株式会社 (旧くらファイナンスサービス)

委託者コード	23127000	返送先 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 財団法人兵庫県住宅再建共済基金 業務課
委託者番号		

記入漏れがないか再度ご確認のうえ、記入面を内側にして四つ折りのうえ、封筒に入れてください。

太枠の中のみ記入してください

どちらかに記入してください

クレジットカード支払用加入申込書

200708 - 1 - 008 - 30708

「兵庫県住宅再建共済制度」加入申込書

(財)兵庫県住宅再建共済基金 御中 私は、兵庫県住宅再建共済制度約款を了承し、下記のとおり、「兵庫県住宅再建共済制度」に加入を申し込みます。

太枠の中のみ記入してください

加入者	1 個人	フリガナ 姓	名	電話番号	-	-	加入者印 必ず押印してください。
	2 法人	フリガナ 会社名	代表者名	役職			印
加入所	〒	フリガナ	都道府県	市郡	区	町村	
加入対象の住宅	所在地	現住所と同じ場合は、記入しないでください。 〒					
	住宅の用途 (加入する戸数)	1. 自己居住用 (計 戸)	2. 賃貸用 (計 戸)	3. 自己居住用+賃貸用 (計 戸)			
	住宅の形態	1. 一戸建住宅	2. 集合住宅 (マンション等)				
	共有名義人の有無	1. 有	2. 無				

共済負担金の支払方法 (いずれかに○をしてください) 記入がない場合、1. 毎年度支払とさせていただきます。	次年度以降の継続分		
	1. 毎年度支払	2. 複数年一括支払 (初年度分+継続分を一括で支払い)	
	a. 3年分 (1,000円割引)	b. 5年分 (2,000円割引)	c. 10年分 (5,000円割引)

(注1) 毎年度支払を選ばれますと、初年度負担金が加入日の翌月にカード会社から請求されます。
継続される場合には、毎年4月以降に次年度分の負担金がカード会社から請求されます。

例) 11月に新規加入し、継続分は毎年度支払を選ばれた場合
12月以降に初年度負担金 500円×5ヶ月=2,500円
翌年4月以降に継続1年分 5,000円

(注2) 複数年一括支払を選ばれますと、初年度負担金と選ばれた継続負担が一括して加入日の翌月以降にカード会社から請求されます。

例) 11月に新規加入し、2. b.の5年一括支払を選ばれた場合
12月以降に次の合計金額がカード会社から請求されます。
初年度負担金 500円×5ヶ月 = 2,500円
継続5年分 5,000円×5年-2,000円(割引)=23,000円
合計 25,500円

クレジットカード支払申込書

私(クレジットカード名義人)は、上記共済契約に基づく共済負担金を私自身の所有する下記クレジットカードで支払い、またクレジットカード会員規約に基づいて支払うことを承諾します。

カードの種類	1. JCB	2. VISA	3. Master
カード名義 (ハボン式ローマ字)	(例: SUSUMU SAIKEN)		
ご署名	(例: 再建 進)		
カード番号	- - - - -		
有効期限(月/年)	/		

※クレジットカードの有効期限は、最短でもお申し込みされる月の翌月末まであることをご確認ください。

クレジットカード支払に関する注意事項

- 当共済契約に基づく共済負担金は、クレジットカード名義人とクレジットカード会社との契約条件に基づき、所定の方法でクレジットカード名義人は当該クレジットカード会社に支払い、(財)兵庫県住宅再建共済基金(以下「基金」といいます。)は当該クレジットカード会社から支払いを受けるものとし当該共済契約が自動更新された場合も同様とします。なお、お支払い方法は1回払いのみとさせていただきます。
- クレジットカードの発行会社の指示により、お客様へのご連絡なしに新しい会員番号、有効期限でのお支払いとなる場合があります。
- 当基金からは、請求書及び領収書は発行しませんので、クレジットカード会社から届く明細書をご覧ください。
- クレジットカード名義人と当該クレジットカード会社との間で基金の責めによらない事由により紛議が生じた場合は、当該当事者間で解決するものとし、当基金は一切の責任を負わないものとします。

委託者番号

記入漏れがないか再度ご確認ください。記入面を内側にして四つ折りのうえ、封筒に入れてください。

随する異常気象のために生じた災害)、地すべり、火災、その他気象上の原因による災害(地震・噴火・落雷等による災害)、病害・虫害・鳥害・獣害

※「野生動物被害補償制度」に加入している集落については、獣害(しか・いのしし)による被害があった場合は、一割を超える減収が対象となります。

刈取後の損害評価はできません。また、市の評価が終わるまでは、稲を刈り取らないようご協力ください。

▽問い合わせ先 市役所農業共済課
☎672-5500

南但ごみ処理施設の生活環境影響調査結果を縦覧

南但広域行政事務組合が実施した南但ごみ処理施設整備事業による周辺地域への生活環境に及ぼす影響調査結果を次のとおり縦覧します。

なお、施設の設置に利害関係を有する人は、生活環境の保全上の見地から意見を提出することができません。

▽対象施設

・高効率原燃料回収施設

(バイオマス施設+焼却施設)

・リサイクルセンター

▽期間 8月20日(月)～9月19日(水)の午前8時30分～午後5時15分(土曜日、日曜日、祝日は除く。)

▽場所

・南但広域行政事務組合事務所

・朝来市役所市民生活部生活環境課と各支所市民課

・養父市役所市民生活部市民課と各地域局市民課

▽手続き 縦覧申込書に必要事項(住所、氏名等)の記入が必要です。

▽意見書の提出先

・持参 縦覧場所と同じ

・郵送 〒667-0126 養父市堀畑550番地

8月は人権文化をすすめる市民運動強調月間です

市民一人ひとりが、お互いの人権の尊重を感性としてはぐくみ、日常生活のなかで人権尊重を自然に態度や行動として表せる社会をめざしましょう。



社会保険庁から年金記録に関するお知らせ

国民年金・厚生年金について

皆さんの年金記録は社会保険庁のコンピュータに記録されています。

国民年金は、平成14年3月までは各市町で保険料の収納事務を行っていましたが、それ以降は国が直接収納事務を行うようになりました。各市町で取り扱った国民年金保険料は、その都度、磁気テープ等で社会保険事務所に報告され管理しています。また、厚生年金に適用されている会社に勤めた場合には、会社から社会保険事務所にその都度、資格取得の届出を提出してもらっています。

安心いただくために、皆さんの年金記録の確認をします

社会保険事務所に「被保険者資格照会依頼票」(市役所市民課・各支所に用紙があります)を提出してもらいますと、過去の国民年金・厚生年金の加入期間を記載した「記録照会回答票」をお届けします。(少々時間がかかる場合があります。)

皆さんの年金記録の公正な判断をさせていただくために

「記録照会回答票には記載がないけれど、確かに勤めた記憶がある」「国民年金保険料を納付したような記憶がある」といった場合には、「国民年金保険料納付記録の照会申出書」「厚生年金保険被保険者加入期間照会申出書」を提出することで再調査を行います。なお、それでも記録が見つからない場合などには、総務省に設置された「年金記録確認第三者委員会」で、本人の立場にたって申立てを十分にくみ取り、様々な関連資料を検討し、記録訂正に関し公正な判断が行われることになっています。皆さんの年金は、この判断を尊重して反映することになっています。

■社会保険事務所で詳しく年金記録の確認ができます。

問い合わせ 兵庫社会保険事務局豊岡事務所

☎0796-22-3196(代)

■24時間「ねんきんあんしんダイヤル」で皆さんの年金記録を調べます。☎0120-657830(フリーダイヤル)

■インターネットでも確認できます。(http://www.sia.go.jp)

南但広域行政事務組合 ※上記以外の方法(ファックス及びメール等)での意見書の提出はできません。

▽意見書の提出期限 8月20日(月)～10月3日(水)

※郵送の場合は、10月3日

日(水)までの消印のあるものに限りません。

▽提出様式 各縦覧場所又は南但広域ホームページに備え付けています。

▽問い合わせ先 南但広域行政事務組合環境係
☎665-0146

8月は電気使用安全月間です

たご足配線はやめましょう



主唱 経済産業省 財団法人 関西電気保安協会

募集

市営住宅入居者

市は次の市営住宅の入居者を募集します。
▽募集する住宅

	住宅の名称	場所	間取り	家賃(月額)
①	コミュニティ住宅 生野第1団地	生野町 真弓	3DK	35,300円
②	コミュニティ住宅 生野第2団地	生野町 真弓	3DK	35,300円
③	枚田住宅	和田山町 枚田	3DK	23,600円 ～39,000円
④	宮ノ下第2住宅	山東町 楽音寺	3LDK	24,500円～ 40,600円

- ▽申し込み受付期間 8月13日(月)～8月20日(月)
- ▽入居申し込み資格
 - ・市町村税を滞納していない人
 - ・单身世帯でない人
 - ・現在住宅に困窮していることが明らかでない人
 - ・1か月当たりの所得(政令月収)が、20万円を超えない人

第2次分権型社会システム検討懇話会委員を募集します

市では、小学校区を基本とする地域自治協議会の設置促進を進めて地域協働の基盤を確立するとともに、地方分権改革にも対応できる自立した自治体運営を進めていくために、自治体の基本ルールを定めた自治基本条例の制定や市民憲章づくりに向けた取り組みを進めていくことにしています。

そこで、検討過程においても市民の皆さんと行政の協働体制を構築しながら進めていくために、「第2次分権型社会システム検討懇話会」を設置して、地域協働推進のための指針を策定し、その上で自治基本条例の制定作業、市民憲章づくりへと展開していきたいと考えています。

こうした状況を踏まえ、「第2次分権型社会システム検討懇話会」の委員を次のとおり募集します。

- 募集人員** 4人以内
- 応募資格** 満20歳以上で市内に在住し、地域協働、自治基本条例等に関心があり、市が設置する他の審議会等の委員でない人
- 仕事** 地域協働推進のための意見や提案をすること
- 任期** 平成21年3月31日まで(2年間)
- 活動回数** 月1回程度の会議(主に夜)に出席
- 謝礼** 1回の出席につき4千円
- 応募方法** 指定の申込用紙で応募してください。(市役所市民課、まちづくり推進課、各支所窓口)に設置)
- 選考方法** 書類選考(結果は応募者全員に郵送で通知)
- 締め切り** 8月20日(月)必着。(郵送は当日消印有効)
※市ホームページにも募集について掲載しています。

■問い合わせ 〒669-5292 朝来市和田山町東谷213番地1
市役所まちづくり推進課 ☎672-6137

※政令月収(世帯全員の年間所得)諸控除額÷12

なお、入居者決定後の手続きの際には、保証人2人(朝来市内在住の人と3親等内の親族)の実印、印鑑証明書及び所得証明書が必要でです。

▽申し込み 市役所都市開発課又は各支所地域振興課に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、添付書類を添えて本庁又は

各支所に申し込んでください。

申込者数が募集戸数を超える時は、抽選で入居者を決定します。

▽問い合わせ先 市役所都市開発課
☎672-6127

第7回『農』絵画コンクール

兵庫県農業共済組合連合会(NOSAI兵庫)では、身近な『農』を題材とした

絵画を募集します。

▽対象者 小学3年生及び4年生

▽応募課題 農作業風景、農村風景など『農』が創出する働く喜び、豊かな自然、美しい景観を題材とした絵画(他の作品を模倣したもの厳禁)

▽作品の規格 八つ切り画用紙に必要事項を記入した指定の「応募票」を裏面に付けてください。

犯罪発生状況 (5月末累計) 朝来警察署

手口	街頭犯罪							侵入盗			その他								
	路上強盗	強制わいせつ	ひったくり	車上ねらい	自動販売機あらし	部品盗	器物損壊	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	空き巣ねらい	忍び込み	金庫破り	事務所あらし	出店あらし	詐欺	傷害	暴行	万引き
件数	0	0	0	23	4	9	18	5	2	23	2	2	2	5	0	3	5	7	30

※累計は平成19年の合計

火災・救急の状況 (5月中) 朝来市消防本部

区分	火災				累計	救急				累計	
	建物	林野	車両	その他		交通事故	一般負傷	急病	その他		
件数	0	0	0	1	13	8	13	56	16	93	623

交通事故の状況 (5月中) 朝来警察署

区分	人身事故	死者(人)			傷者(人)			物損事故	
		子ども	高齢者	その他	子ども	高齢者	その他		
市内(累計)	15(98)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(24)	18(108)	22(135)	96(632)

子ども=15歳以下 高齢者=65歳以上

▽応募締切日 9月14日(金) 必着

▽応募・問い合わせ先 N O S A I 兵庫企画普及部

☎078-332-7169

「こどもの健康週間」写真コンクール

こどもへの関心を高め、子育てについて考える契機とするため「こどものいる風景」をテーマとした写真を募集します。

▽対象 県内在住、在勤、在学の人

▽応募規格 カラー又は白黒プリント。ワイド4つ切り。デジタル可。応募点数自由。未発表で個人製作のもの

▽賞 知事賞等優秀作品6点、佳作数10点

▽応募方法 住所、氏名(ふりがな明記)、性別、年齢、電話番号、写真の題名と撮影場所、撮影年月日を書いた紙を写真裏面に付けて、郵送で応募。9月7日必着

▽応募先 〒663-8035 西宮市北口町1番1号アクタ西宮西館5階

西宮市健康福祉局保健所 保健サービス課 北口保健福祉センター

▽問い合わせ先 県健康増進課

☎078-341-7711

自衛官

防衛省では、各種自衛官を募集しています。

▽種目 ①防衛大学校(一般) ②防衛大学校(推薦) ③防衛医科大学校(推薦) ④看護学生 ⑤航空学生 ⑥一般曹候補生 ⑦2等陸海空士(女子) ⑧2等陸海空士(男子)

▽身分 特別職国家公務員

▽応募資格 ① 21歳未満で高校卒(卒業見込み含む) ④ 18歳以上24歳未満の高校卒(卒業見込み含む) ⑤ 18歳以上21歳未満の高校卒(卒業見込み含む) ⑥ 18歳以上27歳未満

▽受付期間 ① 9月7日(金) ② 9月5日(水) ③ 9月7日(金) ④ 9月8日(水) ⑤ 9月7日(金) ⑥ 9月7日(金) ⑦ 9月8日(水) ⑧ 9月7日(金)

⑧年間を通じて受付

▽1次試験日 ① 11月10日(土) ② 9月23日(日) ③ 11月3日(日) ④ 10月14日(日) ⑤ 9月22日(土) ⑥ 9月17日(月) ⑦ 9月24日(月) ⑧ 9月18日(火)

▽問い合わせ先 自衛隊兵庫地方協力本部

自衛隊兵庫地方協力本部

自衛隊兵庫地方協力本部

自衛隊兵庫地方協力本部

自衛隊兵庫地方協力本部

自衛隊兵庫地方協力本部

自衛隊兵庫地方協力本部

自衛隊兵庫地方協力本部

自衛隊兵庫地方協力本部

自衛隊兵庫地方協力本部

☎078-331-9896

自衛隊兵庫地方連絡部豊岡出張所

☎0796-22-3978

公立豊岡病院組合医師修学資金貸与医学生

7月から、公立豊岡病院組合医師修学資金貸与制度の募集要件が変更となりました。貸与する要件の一つである卒業校が、「但馬地域の高等学校」から、「但馬地域の小学校、中学校または高等学校」まで拡大されました。この変更に伴い、新たに修学資金貸与医学生の追加募集を行います。

▽募集人員 大学1年生から6年生まで若干人

▽応募期間 8月24日(金)

▽選考日 8月28日(火)

▽問い合わせ先 公立豊岡病院組合総務部人事課

☎0796-22-6111



こころの健康づくり講演会

和田山健康福祉事務所では、うつについての理解を深めるために「こころの健康づくり講演会」を開催します。ぜひご参加ください。

▽日時 8月24日(金) 13時

▽場所 但馬長寿の郷 郷

▽内容 ①平成18年度こころの健康づくりアンケートの結果報告 ②和田山健康福祉事務所保健師 ③講演「うつー自分の愛し方を学ぶチャンスー」

講師 筑波大学大学院教授 宗像恒次氏

※事前にお申込みください。

8月は

「道路ふれあい月間」です

ポイ捨て・無断のはり紙・はみ出し看板の設置など、何気なく使っている道路を汚していませんか？道路はみんなのものです。正しく安全に使用しましょう。

国土交通省・兵庫県・朝来市

申込みは先着順です。▽応募・問い合わせ先 和

田山健康福祉事務所 ☎672-6870

第2期朝来市行財政改革推進委員会を設置

市では市民の皆さんの視点に立ったサービスの提供、分かりやすく無駄のない行財政運営の推進を目的として昨年度「朝来市行財政改革大綱並びに同実施計画」を策定し、各種の取り組みを行っています。

この度「第2期朝来市行財政改革推進委員会」を設置し、実施計画が実のあるものとなるよう取り組み内容の検証を行い、次年度以降の計画見直しの参考とします。委員会は11人で構成され、うち3人は公募選考された委員です。

今秋までに意見等をまとめ、平成20年度の予算編成に反映させることにしています。

一委員の皆さんの紹介一

足田優子(市)、足立俊昭(前)、上田繁(市)、桂野廣司(市)、日下茂(公)、仕名野利昭(公)、高垣潔(公)、椿野俊江(市)、椿野兵馬(前)、藤井義正(市)、藤原一男(前)(五十音順、敬称略、市：市長選任、前：前行革委員、公：公募委員)

■問い合わせ 市役所行政改革推進課 ☎672-6112

夏祭りのご案内

恒例の夏祭りが今年も盛大に開催されます。皆さんおそろいでお出かけください。



あさご夏まつり 8月16日(木)

- 9時～15時 ミニサッカー大会
- 9時～11時30分 少年サッカー招待試合
- 15時～16時(あさがおホール(多目的ホール)) 南米アンデスの音楽グループ「ソル デロス アンデス」
- 18時30分～20時

芸能ショー(吉本漫才・歌謡ショー)

● 20時15分～21時 豪華花火大会

● 21時～21時30分 盆踊り大会

◎ 問い合わせ 朝来支所地域振興課

☎ 67712111

和田山夏まつり 和田山地蔵祭り



8月22日(水)・23日(木)

● 名物 造り物の展示 和田山地区内11箇所

22日夕刻から一斉公開

● 木彫地蔵展(本町 森田様宅)

8月22日(水)

● 18時30分～21時30分 七とこ(ななとこ)地蔵参りスタンプラリー

8月23日(木)

● 一番ぶれ

● 枚田小学校金管バンドパレード

● 和田山中学校 brassバンドパレード

● 和田山虎臥陣太鼓演奏

平成 20 年度公立豊岡病院組合職員採用試験のご案内

試験職種	募集人員	受験資格	受付期間	試験日
事務職				
事務職員	若干人	昭和55年4月2日以降に生まれた人で来春に学校教育法による4年制大学を卒業見込みの者又は卒業者	8月13日(月)～ 9月14日(金)	10月14日(日) 【二次試験】 11月中旬～12月上旬
事務職員(経験者)	若干人	昭和37年4月2日以降昭和48年4月1日までに生まれた人で学校教育法による4年制大学卒業者		
事務職員(診療情報管理士)	若干人	昭和55年4月2日以降に生まれた人で学校教育法による高等学校以上を卒業した診療情報管理士資格取得者	9月10日(月)～ 10月5日(金)	10月24日(水)
看護職				
助産師 看護師	20人程度	昭和48年4月2日以降に生まれた人で来春に当該資格免許を取得見込みの者又は当該資格免許取得者	8月13日(月)～ 9月7日(金)	9月26日(水)
医療技術職				
診療放射線技師	1人	昭和56年4月2日以降に生まれた人で来春に当該資格免許を取得見込みの人又は当該資格免許取得者	9月10日(月)～ 10月5日(金)	10月24日(水)
歯科衛生士	1人			

※募集要項は統轄管理事務所総務部人事課(公立豊岡病院2階)で、8月1日から配布しています。

※採用試験合格者であっても、来春に卒業できなかった人、採用に必要な免許を取得できなかった人は採用を取り消します。

正規職員の採用に関するお問合せは下記をお願いします。

公立豊岡病院組合統轄管理事務所総務部人事課

〒668-8501 豊岡市戸牧1094番地 ☎ 0796-22-6111 内線2102、2103

●兵庫県警音楽隊パレード

●朝来市交通安全・防犯パレード

●和田山高校吹奏楽部演奏

●ひまわり和太鼓クラブ、照福和太鼓クラブ太鼓演奏

●山東町盆おどり(山東町民保存会)

●K I D B I C Sによるエアロビダンス

●よさこい踊り(さんさん会 〓和〓)

●豪華花火大会

(約3千発 東河橋下流)

◎問い合わせ 市役所商工観光課

☎67214003

●8月18日(土)

●17時〜22時 名物造り物、生花展

●19時30分〜21時50分

納涼芸能ショー(前夜祭)

●8月19日(日)

●8時30分〜22時30分

●名物造り物、生花展

●9時〜12時 山彩市

●10時〜11時10分

●金管バンド・プラスバ

ンド演奏

●13時30分〜16時30分

●うなぎ、金魚のつかみどり

●17時〜17時40分 山東音頭練り込み

●17時40分〜18時 扇子おどり

●20時〜21時 豪華花火大会

●21時〜22時30分 大盆おどり大会

◎問い合わせ 山東支所地域振興課

☎67612080

●8月18日(土)

●17時〜22時 名物造り物、生花展

●19時30分〜21時50分

納涼芸能ショー(前夜祭)

●8月19日(日)

●8時30分〜22時30分

●名物造り物、生花展

●9時〜12時 山彩市



古代あさご館企画展「朝来を握る」

期間 12月24(月)まで

北近畿自動車道春日和田山道建設工事に伴い発掘された「粟鹿遺跡」「筒江浦石遺跡」の出土品を展示し、地域の歴史を紹介します。

また、9月23日(日)には講演会「粟鹿遺跡の調査について」を開催します。朝来市の古代にふれ、遙か昔に思いを馳せてみてはいかがでしょうか。

古代体験学習

まが玉づくり、土器づくり、織物づくり、火おこし体験など、古代にふれるものづくり体験メニューを用意しています。気軽に楽しみながら古代を体感することができる「古代あさご館」にぜひご来館ください。

■問い合わせ 朝来市埋蔵文化財センター「古代あさご館」
☎670-7330

あさご芸術の森美術館 ASAGO ART VILLAGE

国際児童絵画展

■期日 8月28日(火)まで

■場所 美術館企画展示室

榎木孝明の水彩画紀行展

■期日 9月2日(日)まで

■場所 美術館企画展示室



榎木さんの作品
〔時の鐘〕出石・辰鼓楼

■観覧料 大人/500円、高・大/300円、小・中/200円

■問い合わせ あさご芸術の森美術館 ☎670-4111
休館=水曜日及び祝日の翌日(水曜日が祝日の場合はその翌日)

ヒメハナ公園展示会のご案内

水墨画・日本画 兄弟展

展示期間 8月12日(日)まで

出展者 佐藤三好氏(和田山町) 三宅昇氏(山東町)

伝統芸術 押絵

展示期間 8月14日(火)〜8月29日(水)

出展者 やつでグループ

■問い合わせ ヒメハナ公園事務所 ☎676-4587
休館=月曜日(月曜日が祝日の場合はその翌日)

満40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳になられる方へ

成人歯科検診を受けましょう

—「健康あさご21」歯の健康づくりを実践しよう—

人が歯を失う大きな原因は「むし歯」と「歯周病」です。壮年期から、気がつかない間に歯周病にかかっていることが多くあります。定期的に歯科検診を受けることは、歯周病を予防し、歯を失わないためにもとても大切です。

市では、市内の歯科医院で歯科検診を実施します。

この機会にぜひ受診してみませんか。



対象者

昭和42年4月2日 ～昭和43年4月1日生	今年度満40歳
昭和37年4月2日 ～昭和38年4月1日生	今年度満45歳
昭和32年4月2日 ～昭和33年4月1日生	今年度満50歳
昭和27年4月2日 ～昭和28年4月1日生	今年度満55歳
昭和22年4月2日 ～昭和23年4月1日生	今年度満60歳
昭和17年4月2日 ～昭和18年4月1日生	今年度満65歳
昭和12年4月2日 ～昭和13年4月1日生	今年度満70歳

実施機関 9月～12月

実施場所 市内歯科医院

検診内容

問診	歯の状態や生活習慣をチェックします。
口腔内診査	歯ぐきの状態や歯の状態を診察します。
保健指導	結果説明と指導を行います。

検診料金

40歳・45歳・50歳 55歳・60歳・65歳	1,300円
70歳	無料

申し込み 2月に申し込みしている人には8月下旬に受診票を送付します。申し込みしていない人で、受診を希望する場合は、市役所健康課に申し込みください。健康課から受診票を送付しますので、受診票をお持ちのうえ、各自で歯科医院を受診してください。

■問い合わせ・申し込み先
市役所健康課（和田山保健センター）
☎ 672 - 5269

地域包括支援センターの



「高齢者虐待」や「成年後見制度」の相談窓口をご存知ですか？

○高齢者の虐待の原因には、

- ①介護者の心身の疲労
- ②経済的な困窮
- ③高齢者と介護者の人間関係
- ④介護者の介護の知識や技術の不足

などがあります。

特に介護者が介護を一生懸命されているにもかかわらず、虐待という行為に至ってしまうことがあります。介護を一人で抱え込まずに介護の負担を軽減することで虐待の事態を避けることができたのでは…と悔やまれることも少なくありません。

実際に、一人で抱え込んだり、悩んだり、家族だけで支えるという要因の一つとして、利用できるサービスがあることを知らなかったり、サービスの使い方を知らないということがあられるようです。

また、高齢者の接し方や介護のしかたで適切な方

法を知らないで介護していて無理をしてしまうということもあります。

介護者の心身が疲れてしまう前に、社会的なサービスを上手に活用し、介護の負担を軽減することで「虐待」を予防することができます。

介護が負担と感じるようになる前にぜひ、地域包括支援センターにご相談ください。よりよい介護が提供できるよう一緒に考えましょう。

○悪質商法などから守り、お金の管理や契約をお手伝いする成年後見制度の利用にも地域包括支援センターが相談に応じます。

成年後見制度自体がよく分からないという方も多くありますので、地域包括支援センターではこの制度を皆さんによく知っていただくために、訪問による出前相談や、会合などでの勉強会なども実施します。高齢者にふりかかると様々な被害を未然に防ぐためにもお気軽にお声かけください。



■問い合わせ
朝来市地域包括支援センター ☎ 672 - 4004

人権推進共同参画課だより (27)

子どもに人権文化をつなぐ

差別のない明るいまち、人権文化あふれる心豊かなまち、そんな朝来市をめざして官民一体となって取り組んでいます。中でも、人権文化をしっかりと身につけた子どもを育てることは、今の社会を創造し、未来社会の基盤を創る上で大変大切なことです。そこで今、子どもたちに何を育てておかなければならないか、そのために大人が何をしなければならぬかを考えましょう。

「差別をしない子」

「差別に負けない子」

「差別をなくしていく子」

この三点がまず大きな目標です。そのためにどうすればいいのでしょうか。

その一つは、日常起きる出来事を、お互いを大切にする立場で子どもたちと過ごすことです。自分と意見が違ったり、トラブルがあったとき、ただ相手を一方的に非難し、排除していくのではなく、理解し合い協力し合える関係に修復していくことを具体的に体験させてやることです。対人関係の訓練、コミュニケーション能力の育成です。

二つ目は「これはおかしいぞ。」と不合理に気づく目や感性を育てることが大切です。これも、日常生活のなかで体験的に学ばせていくことが大切です。その問題を前に述べたような視点で解決していかせるのです。

そして三つ目に、こういう営みが自信を持つてできるためには、それぞれの子どもの自分の良さや得意とすることなどに目を向けさせるのです。自分に自信を持たせる、即ち自尊心を育てることが基盤となるのです。自分の学力を磨き、自分の得意分野を伸ばすことに力を傾ける子に育てることで、褒めることをたくさんしてやる、そしてしかるときには毅然としてしかるのです。

このような子どもを育てるためには、側にいる親や家族、周りの大人の生き方が育成条件となります。子どもが一生幸せに暮らしていくパスポートは「人権文化の確かな感性や力」です。それには、親子共々、家族共々このパスポートを求めて努力する子どもの成長環境でなければなりません。未来を担う子どもたちに、豊かな人権文化を育て、つなぐ営みを、家族は勿論、地域、学校、関係機関あげて続けていきましょう。

このコーナーは、人権文化のあふれるまちづくりのため、「いのち」輝くまちづくりのため、市民の皆さんに問題提起や資料提供をします。

ご愛読いただき、ご家庭や街角の話題にしていいただければ幸いです。

◆人権推進共同参画課 ☎ 672 - 6122

おめでとうございます

表彰

兵庫県知事表彰（優良愛育班員）

西 賀須美さん（物部）

6月28日、豊岡市で「第25回ひょうご愛育の集い」が開催され、昭和61年の旧朝来町愛育会結成時から現在まで活動を続けられている西 賀須美さんが、優良愛育班員として兵庫県知事表彰を受賞されました。

保健衛生・環境美化推進功労者等 に対する知事感謝状

竹田第1地区保健衛生推進協議会

7月12日、姫路市で「第51回兵庫県保健衛生大会」が開催され、地域の清掃作業等の実践活動や環境美化に積極的に取り組まれてきた「竹田第1地区保健衛生推進協議会」が、保健衛生・環境美化模範地区として「知事感謝状の表彰を受けました。

自衛官募集相談員を委嘱

自衛隊兵庫地方協力本部と市は7月10日、太田和彦さん（駅前）と伊藤孝さん（羽瀨）に自衛官募集相談員を委嘱しました。

この自衛官募集相談員制度は、昭和41年に発足した制度で、相談員の2人は自衛官志願者に自衛隊に関する情報や地域での広報募集事務に援助・活動を行っていただきます。

任期は7月10日から2年間です。

第5、6回男女共同参画プラン 策定委員会を開催

第5回男女共同参画プラン策定委員会を5月30日に、第6回委員会を6月27日に市役所で開催しました。

両日とも、プランの内容について討議し、現状や課題、具体的な施策の内容などを意見交換。パブリックコメント、プランの愛称の募集についても話し合いました。

なお、第5回までの委員会の会議録は、市ホームページで公開しています。また、市役所人権推進共同参画課で閲覧できます。

第6回の委員会の会議録は、後日、市ホームページで公開します。

芸術の森に響く あさご国際音楽祭 2007

全国から受講生を募集し、弦楽器・ピアノなどの室内楽(二重奏・ピアノ三重奏・弦楽三重奏・弦楽四重奏など)の集中レッスンをを行います。(レッスンはすべて公開です)
また、市内3ホールでのコンサートや市内福祉施設・小学校訪問コンサートを開催します。

- 期 間 8月5日(日) ~ 8月11日(土)
- 場 所 あさご・ささゆりホール、和田山ジュピターホール、
生野メインホール、朝来公民館など
- コンサート

フェスティバルコンサート IN 生野

日 時 8月7日(火) 開演午後7時(開場午後6時30分)

場 所 生野メインホール

入場料 高校生以上/1,000円、中学生以下/無料

出 演 岸邊百百雄(ヴァイオリン)、傳田正秀(ヴァイオリン)、井戸柄里(ヴァイオリン)、市坪俊彦(ヴィオラ)、キャサリン・トランフ(チェロ)、ヘンリ・シーグフリードソン(ピアノ)

曲 目 モーツァルト作曲 ピアノ四重奏曲第二番 変ホ長調 K.493 他



フェスティバルコンサート IN 和田山

日 時 8月9日(木) 開演午後7時(開場午後6時30分)

場 所 和田山ジュピターホール

入場料 高校生以上/1,000円、中学生以下/無料

出 演 中澤きみ子(ヴァイオリン)、市坪俊彦(ヴィオラ)、河野文昭(チェロ)、南出信一(コントラバス)、ヘンリ・シーグフリードソン(ピアノ)、朝来市少年少女オーケストラ

曲 目 シューベルト作曲 ピアノ五重奏曲 イ長調「ます」Op.114、D.667 他



グランドコンサート

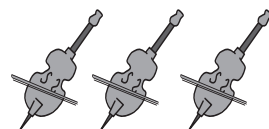
日 時 8月10日(金) 開演午後7時(開場午後6時30分)

場 所 あさご・ささゆりホール

入場料 高校生以上/1,000円、中学生以下/無料

出 演 岸邊百百雄、田渕洋子、中澤きみ子、傳田正秀、井戸柄里(以上ヴァイオリン)、市坪俊彦(ヴィオラ)、河野文昭、キャサリン・トランフ(以上チェロ)、南出信一(コントラバス)、ヘンリ・シーグフリードソン、碓井俊樹(以上ピアノ)

曲 目 モーツァルト作曲 アイネク ライネ ナハトムジークから第1楽章/メンデルスゾーン作曲 ピアノ三重奏曲 第1番二短調 Op.49/ ヴィヴァルディ作曲 四季から「春」、「夏」 他



ファイナルコンサート

日 時 8月11日(土) 開演午前9時30分(開場午前9時)

場 所 あさご・ささゆりホール

入場料 無料

出 演 あさご国際音楽祭受講生








■問い合わせ 芸術文化課 ☎ 672 - 6114

【平成19年度 自主文化事業公演のご案内】

《和田山ジュピターホール》 朝来市和田山町玉置877番地1 ☎ 079-672-1000 FAX 079-672-0500

◆メールアドレス : jupiter@city.asago.hyogo.jp ◆ホームページ : http://www.city.asago.hyogo.jp/jupiter

<p>世界最高峰の選抜された“究極の技” 多彩な技が次々と登場する本場中国雑技の決定版！</p> <p>中国雑技団特別公演 『新世紀スーパー雑技』</p> <p>■公演日 8月8日(水) 《全席指定》 ■開演 18:30 ■料金 大人 3,000円 高校生以下 1,500円 (当日は各300円増)</p> <p>《前売券好評発売中》</p>    	<p>第7回 和田山ジュピターホール アマチュアミュージックフェスティバル</p> <p>日時で活躍するアマチュアミュージシャンを応援しよう！</p> <p>□公演日 9月2日(日) □開場 13:00 □開演 13:30 □料金 500円 (当日割増なし)</p> <p>《前売券好評発売中》</p> <p style="text-align: center;">全席自由</p> <p>《出演》</p> <ol style="list-style-type: none"> NEW FRIENDLY カト(笑) Magical Stork 吉田村 福島 克史 yukis 国道9号線 藤本 良平 アコの会 JOLT <p style="text-align: right;"><small>(出演順)</small></p>	<p>永遠の『若大将』！ ごきげんなサウンドとともに初来演！</p> <p>加山雄三コンサートツアー 2007～2008</p> <p>■公演日 9月17日(月・祝) ■開場 17:30 ■開演 18:00 ■料金 6,500円 (当日は300円増)</p> <p>《前売券好評発売中》</p> <p style="text-align: center;">全席指定</p> 
---	---	---


風光明媚な松山を舞台に
人間模様を笑いと涙で綴ります。

劇団わらび座
ミュージカル『坊っちゃん!』

◇公演日 10月18日(木)
◇開演 18:30
◇料金 S席 3,500円
A席 3,000円
B席 2,500円

◇前売券発売日 (当日は各300円増)
友の会 8月4日(土)
一般 8月9日(木)

《全席指定》





日本指揮界を代表する広上淳一と
関西を代表する名門オケとの共演！

大阪フィルハーモニー交響楽団演奏会

◆公演日 11月25日(日)
◆開演 15:00
◆料金
大人 S席 4,500円
A席 3,000円
高校生以下 S席 2,000円
A席 1,000円

◆前売券発売日 (当日は各300円増)
友の会 8月18日(土)
一般 8月23日(木)

指揮 広上淳一

《生野メインホール》 朝来市生野町口銀谷594番地6 ☎ 079-679-4500 FAX 079-679-4501

◆メールアドレス : ikuno-main@city.asago.hyogo.jp ◆ホームページ : http://www.city.asago.hyogo.jp/minehall

人形劇団クワルル 第97回公演 こどもの劇場

人形劇 **11ぴきのねこ
ふくろのなか**

★公演日 8月19日(日) **《全席自由》**
★開演 14:00 (13:30開場)

★料金 大人 1,500円
子ども 800円
親子 2,000円
(当日は各200円増)

《前売券好評発売中》



《あさご・ささゆりホール》 朝来市新井73番地1 ☎ 079-677-1165 FAX 079-677-1513

◆メールアドレス : sasayuri-hall@city.asago.hyogo.jp ◆ホームページ : http://www.city.asago.hyogo.jp/sasayurihall

県民芸術劇場
兵庫県ピッコロ劇団ファミリー劇場
『**三匹の子ぶたのトンチンカン**』

◇公演日 9月22日(土) **《全席自由》**
◇開演 14:00 (13:30開場)
◇料金 大人 1,000円
幼稚園以上高校生以下 500円 (当日は各200円増)

詳細は芸術文化課・ささゆりホールまで
お問い合わせ下さい。
【芸術文化課】 ☎ 079-672-6114






心配ごと相談

経験豊富な相談員が、あらゆる生活上の相談に応じます。

- とき・ところ (毎月開催) 13:00~16:00
 生野保健センター 9月5日(水)
 市役所南庁舎 8月8日(水)
 山東老人福祉センター 8月22日(水)
 朝来老人福祉保健センター 8月29日(水)

人権相談

人権問題でお悩みの人、お気軽にご相談ください。

- とき・ところ (毎月開催) 13:30~15:00
 生野保健センター 8月8日(水)
 和田山農業研修センター 8月9日(木)
 山東老人福祉センター ”
 朝来老人福祉保健センター ”

行政相談

官公庁の仕事についての苦情や意見・要望などをお聞きます。

- とき 8月27日(月) 13:30~15:00
- ところ 生野保健センター
 和田山老人福祉センター
 山東老人福祉センター
 朝来老人福祉保健センター

総合法律センター南たじま相談所

兵庫県弁護士会の弁護士が法律相談(有料。1回30分、予約制)をお受けします。

- とき 8月30日(木) 13:00~16:00
- ところ 和田山老人福祉センター
- 相談料 5,250円
- 予約 ☎078-351-1233

司法書士による登記・相続・多重債務・消費者問題・成年後見等の無料法律相談会

相談は無料。電話での予約制です。

- とき・ところ 13:00~16:00
 浜坂多目的集会施設小会議室 8月11日(土)
 豊岡市民会館4階中会議室 8月18日(土)
 和田山農業研修センター206号室 9月1日(土)
- 問い合わせ 兵庫県司法書士会但馬支部司法書士法律相談委員会
 ☎079-676-3368
 (予約受付時間:平日9:00~17:00)

8月の市税

- 税目 個人市民(県民)税 2期
- 税目 国民健康保険税 3期
- 納期 8月31日(木)

未曽有の被害をもたらした阪神淡路大震災から10年。それ以降も新潟県中越地震、能登半島地震、そして今回またしても新潟県中越沖地震が発生。被災された方々を思うと胸がふさがります。現在の日本は地震の活動期に入っているその上、再度防災グッズの準備ができていない方も少なくありません。加入を。

編集後記

月日	内容	場所
8/16(木)	農業委員会	和田山ジュピターホール小ホール
8/17(金)		
8/18(土)		
8/19(日)	第32回但馬総合体育大会 人形劇11びきのねこふくろのなか	但馬各地 生野メインホール
8/20(月)	こころのケア相談(予約制)	和田山保健センター
8/21(火)	8か月児健診	山東老人福祉センター
8/22(水)	離乳食教室 朝来市和田山夏まつり和田山地蔵祭り(~23日)	和田山保健センター 和田山地区・東河橋下流
8/23(木)	離乳食教室	生野保健センター
8/24(金)	はみがき教室 献血 農業相談会	和田山保健センター 竹田地区市民会館 南庁舎1階会議室
8/25(土)		
8/26(日)		
8/27(月)	腹部超音波検診	東河地区市民会館
8/28(火)	腹部超音波検診 脳元気度チェック(予約制)	東河地区市民会館 朝来公民館
8/29(水)	腹部超音波検診	和田山保健センター
8/30(木)	腹部超音波検診 歯科相談及び2歳児歯科健診	和田山保健センター 和田山保健センター
8/31(金)	腹部超音波検診	和田山保健センター
9/1(土)	第2回朝来市剣道大会	和田山農業者トレーニングセンター
9/2(日)	第7回和田山アマチュアミュージアム・フェスティバル 第24回和田山オープンソフトテニス大会(団体戦)	和田山ジュピターホール 和田山公民館
9/3(月)	子宮がん・骨粗鬆症検診 小・中学校始業式	山東老人福祉センター 各小・中学校
9/4(火)	住民結核検診 子宮がん・骨粗しょう症検診 3か月児・8か月児健診・BCG接種	朝来地区巡回 東河地区市民会館 生野保健センター
9/5(水)	住民結核検診 健康相談 子宮がん・骨粗しょう症検診	朝来地区巡回 枚田岡会館 秋葉台中央集会所
9/6(木)	住民結核検診 子宮がん・骨粗しょう症検診 歯科相談及び2歳児歯科健診	朝来地区巡回 糸井地区市民会館 和田山保健センター
9/7(金)	住民結核検診 子宮がん・骨粗しょう症検診	山東地区巡回 竹田地区市民会館
9/8(土)	森崎伯霊展(10/14まで) 和田山・朝来中学校運動会	あさご芸術の森美術館 和田山・朝来中学校
9/9(日)		
9/10(月)	住民結核検診 子宮がん・骨粗しょう症検診	山東地区巡回 朝来体育館
9/11(火)	住民結核検診 子宮がん・骨粗しょう症検診 3か月児健診・BCG接種	山東地区巡回 朝来体育館 和田山保健センター
9/12(水)	住民結核検診 はみがき教室	生野地区巡回 和田山保健センター
9/13(木)	住民結核検診 1歳6か月児・3歳児健診	生野地区巡回 生野保健センター
9/14(金)	住民結核検診 8か月児健診	和田山地区巡回 和田山保健センター
9/15(土)		

各種乳幼児健診・予防接種など健康課の母子保健事業は、和田山・山東地区が合同で、生野・朝来地区が合同で実施します。(いずれも該当児には個別通知します)